

# 案件1 景観計画の変更について

## (1) 関連する議案

第8号議案 名古屋市景観計画の変更（諮問）

## (2) 名古屋市景観計画の概要と変更箇所

### ア 概要

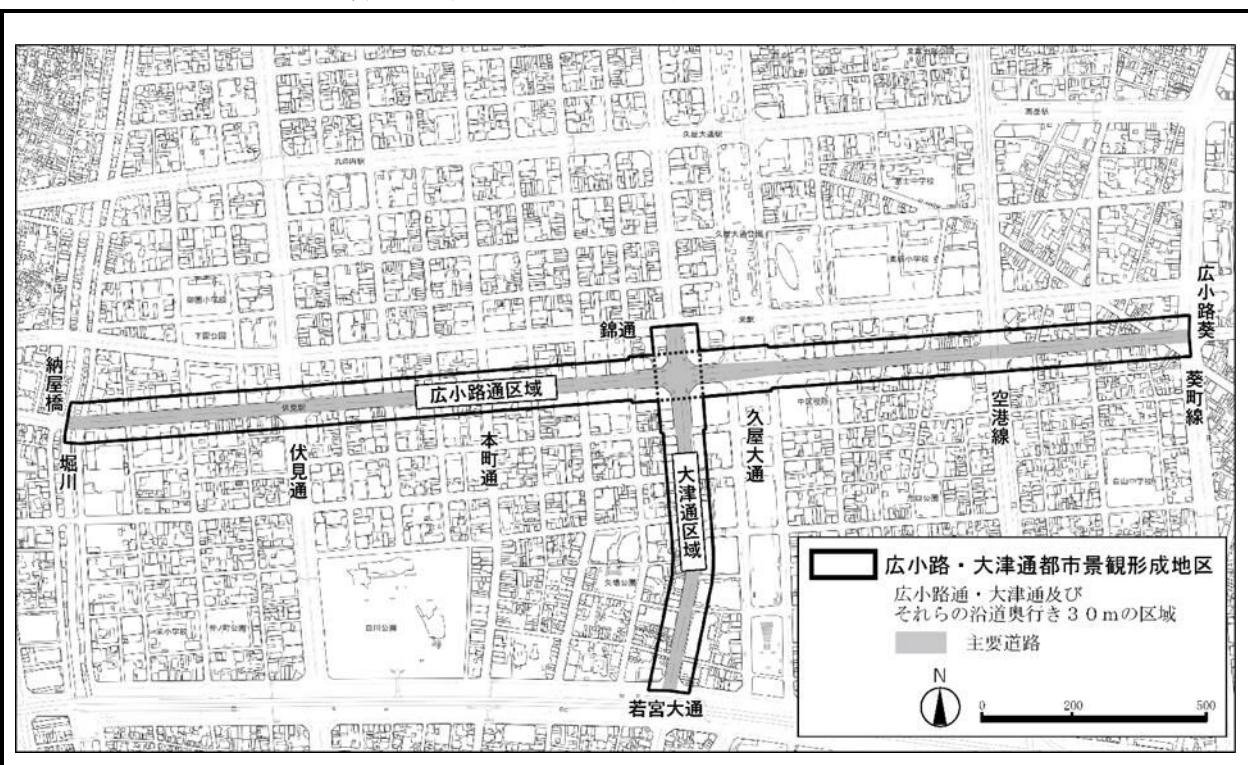
- 本市では、平成16年の景観法の施行を受け、平成19年3月に「名古屋市景観計画」を策定。市内全域を景観計画区域とし、良好な景観の形成に関する基本的な方針や建築行為等の行為の制限に関する事項などを定めている。
- 景観計画区域内で一定の建築行為等を行う場合は、工事着手の30日前までに景観法に基づく届出が必要となる。
- 景観計画で定められた屋外広告物の行為の制限に関する事項は、屋外広告物条例に基づく許可の基準となる。

### イ 変更箇所

区分	広小路・大津通 景観形成基準	大規模広告物 誘導基準
第1章 景観計画の区域	○	—
第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	○	—
第3章 良好的景観の形成のための行為の制限に関する事項	○	—
第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	—	—
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	○	○
第6章 景観に対する積極的な取り組みの推進	○	—

(3) 広小路・大津通都市景観形成地区における景観形成基準等の部分見直しについて

ア 広小路・大津通都市景観形成地区の区域



イ 見直しの背景と目的

- 本市では、平成19年に「広小路・大津通都市景観形成地区」を指定し、景観形成基準を定めることで、良好な景観の形成に取り組んできた。
- 現在、「居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまち」の実現を目指し、まちに開かれた居心地の良い空間を創出するため、建物の外観などのほか、空間の使われ方を含めた景観づくりを推進している。
- 今後、新たな路面公共交通システム SRT (Smart Roadway Transit) の開業も予定している。
- こうした状況を踏まえ、広小路・大津通都市景観形成地区のにぎわいや回遊性を高め、エリアの価値向上につなげることを目的として、景観形成基準の一部を見直す。

## ウ 検討経緯

時 期	内 容
令和6年 2月	名古屋市広告・景観審議会に諮問 景観形成基準部分見直し検討部会の設置
令和6年 5月 ～令和7年 7月	景観形成基準部分見直し検討部会の開催（計5回）
令和6年10月 ～令和7年 2月	地元商店街・企業を対象とした説明会の開催（計3回）
令和7年 8月	名古屋市広告・景観審議会 景観計画変更（案）（答申）
令和7年11月～12月	広小路・大津通都市景観形成地区内の土地又は建物 所有者を対象とした意見聴取

## エ 見直しのポイント

景観形成基準の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道のアイレベルデザイン誘導</li> <li>緑化・夜間景観への配慮</li> <li>デジタルサイネージ・屋内からの表示に関する基準の充実</li> </ul>
推奨項目・認定制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>より積極的な配慮を目指した景観誘導</li> </ul>

## オ 景観形成基準の変更

区分	主な内容
地上部	壁面後退区域には、まちに開かれた居心地が良く滞在したくなる空間の創出に寄与する工作物等を設置できる。
駐車場	駐車場の用途に供する部分の面積が 500 m <sup>2</sup> 以上の場合には、2.5 m以内の区域をまちに開かれた居心地が良く滞在したくなる空間とするよう努める。
低層部	<ul style="list-style-type: none"> <li>低層部の用途は、物販、飲食又はサービス業を営む店舗など、街のにぎわいづくりに配慮した用途の導入に努める。</li> <li>低層部は、閉鎖的にならないよう建築物内外の様子が相互に見えるような開口部、主要道路から直接アクセスできる開口部又はショーウィンドーを設けるなど、建築物内のにぎわいが街へにじみ出すよう努める。</li> </ul>
緑化	道路境界、出入口付近など景観を形成する上で効果的な場所に緑化を行うよう努める。
夜間景観	主要道路に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜間景観の演出に努める。
屋外広告物	電光表示装置等を設置する場合は、名古屋市デジタルサイネージガイドラインの基準に適合する。
屋内からの表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>1・2階において、建築物のガラス面の内側から外に向けて表示される文字や図柄などは、街並みとの調和に配慮する。</li> <li>屋内から外に向けて電光表示装置等を設置する場合は、名古屋市デジタルサイネージガイドラインの基準に適合する。</li> </ul>

## 力 推奨項目・認定制度の創設

### ① 考え方

- ・ 景観計画では、建築行為等における行為の制限として景観形成基準を定め、景観法に基づく届出事務を行っている。
- ・ 今後、より良好な景観づくりを進めることを目的に、事業者の積極的な取り組みを誘導するため、低層部のオープン化やにぎわい形成等に関する推奨項目を定める。
- ・ あわせて、推奨項目を一定数満たす積極的な景観づくりに取り組む事業者に対して、感謝の意を伝えることを目的とした認定制度を創設する。

### ② 内容

- ・都市景観形成地区内において推奨する項目

広小路・大津通都市景観形成地区において、より良好な景観形成に資することを目的として、建築物や工作物等を対象とした推奨する項目を定める。

- ・より良好な景観の形成につなげる仕組みづくり

推奨する項目を広小路・大津通都市景観形成地区内に拡げていくため、より良好な景観形成に資する建築物や工作物等を認定する制度を創設する。

#### (4) 大規模広告物の誘導基準の変更について

##### ア 背景と目的

- デジタルサイネージ（ディスプレイ等の電子的な表示機器を用いた、表示内容が可変する屋外広告物等）は、光や動きを伴うため、広告効果が高く、近年急増しているが、設置条件によりにぎわい創出効果がある一方、景観を阻害する恐れもある。
- そのため、市内においてデジタルサイネージによる屋外広告物を表示する際の景観上の望ましい基準を令和6年度、「名古屋市デジタルサイネージガイドライン」として策定した。
- 景観への影響が大きい大規模広告物のうちデジタルサイネージを用いるものに対し、名古屋市デジタルサイネージガイドラインを景観計画の誘導基準として明確に位置付けることにより、良好な景観形成のさらなる推進を図る。

##### イ 景観計画への位置づけ

大規模広告物を対象とした行為の制限（誘導基準）に「電光表示装置等」を追加し、名古屋市デジタルサイネージガイドラインの基準に適合することとする。

#### (5) 今後の予定

時 期	内 容
令和8年 2月末	名古屋市景観計画の変更・告示
令和8年 9月	運用開始